

令和 3 年 9 月 27 日

都道府県医師会介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公印省略)

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等
について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、社会保障審議会介護保険給付費分科会の「令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和 2 年 12 月 23 日。以下「審議報告」という。）では、「より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、（中略）区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。」とされています。

これらを踏まえ、当該点検・検証の仕組みの導入のため、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 336 号）が 9 月 14 日に告示され、令和 3 年 10 月 1 日から適用されることとなりました。

具体的には、居宅介護支援事業所ごとに見て、①区分支給限度基準額の利用割合が 7 割以上かつ②その利用サービスの 6 割以上が「訪問介護サービス」が抽出の要件となります。

また、審議報告において、サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保について、「区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行う」、「家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。」ことが示され、居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証

については、10月から施行されることとなりました。

高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検は、介護給付適正化事業の一環として市町村において実施するものであり、具体的な抽出要件は、市町村が、居宅介護支援事業所ごとに見た①区分支給限度基準額の利用割合かつ②利用サービス種類（区分支給限度基準額管理対象サービスは全て選択可だが、組合せは2つまで）とその利用割合を設定することになります。

これらの二つのケアプラン検証・点検については、趣旨・目的は異なりますが、居宅介護支援事業所等の抽出は両者ともに国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用することになります。

今般、厚生労働省老健局より都道府県等の介護保険担当主管部（局）宛てに、ケアプラン検証・点検の趣旨・目的や留意事項等に関する事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol.1006

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知）（令 3.9.14 老発 0914 第1号 厚生労働省老健局長通知）

○介護保険最新情報 vol.1009

「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）」（令 3.9.22 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課 事務連絡）

以上